

2つの給付金

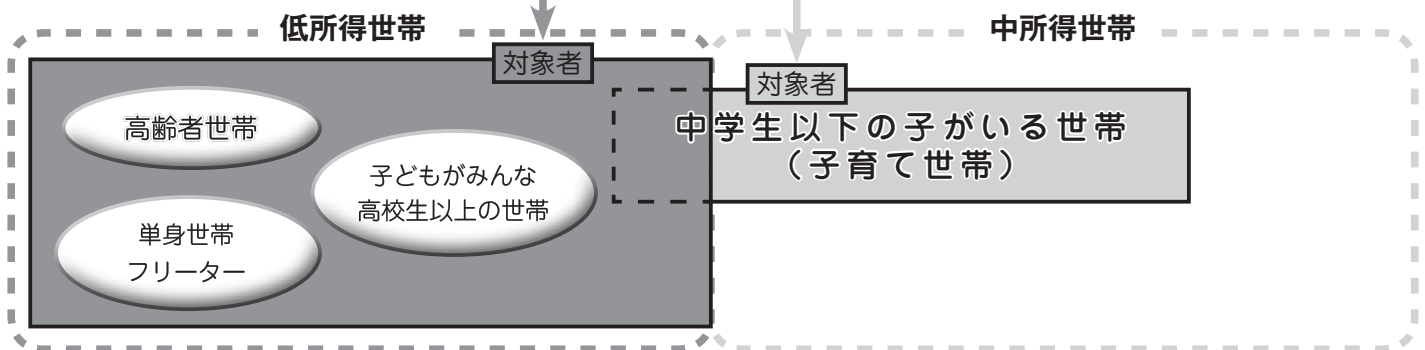
臨時福祉給付金

消費税率の引上げによる、**所得の低い人**への影響を減らすために給付するものです。

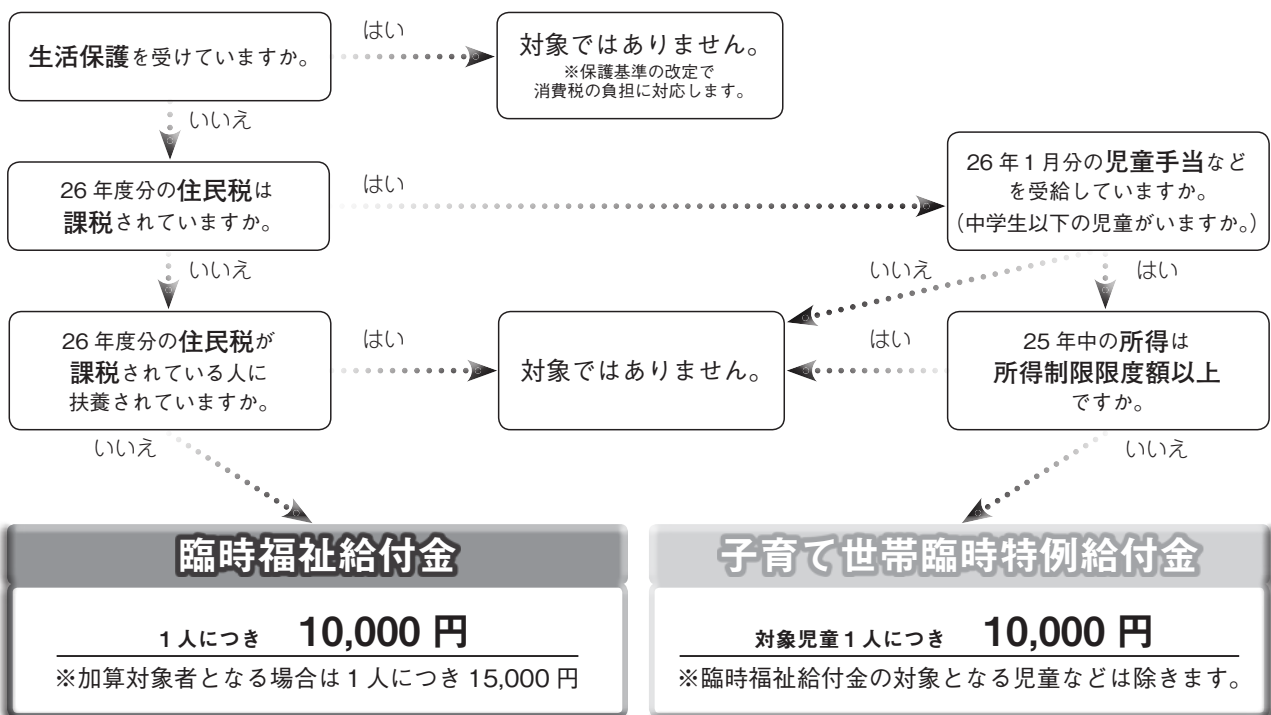
子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引上げによる、**子育て世帯**への影響を減らし、子育て世帯の消費を下支えするために給付するものです。

<対象者イメージ>



対象者診断チャート



※受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
審査の結果によっては、支給対象とならない場合があります。

お知らせします

臨時福祉給付金の支給要件

●支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。

ただし、（・課税されている人に扶養されている場合）
（・生活保護の受給者である場合 など）は除きます。

●支給額

1人につき **10,000円**

下記の加算対象者は1人につき、**5,000円**を加算します。

……<加算対象者>……………
……・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者*1
……・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者 など*2
……………

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。

※2 平成26年1月分の手当などを受給している人が対象です。

●申請方法

○申請先： 鞍手町役場福祉人権課「臨時福祉給付金」窓口

平成26年1月1日時点で住民票が鞍手町にある人が対象です。

○申請期間： 平成26年8月1日（金）から11月4日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分（ただし土・日・祝は除く）

毎週木曜日は午後7時まで

○申請書類： 平成26年度分の住民税が課税されない人には申請書の郵送を予定しています。

子育て世帯臨時特例給付金の支給要件

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす人が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付*を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

所得制限限度額の例：夫婦子2人 所得736万円（収入960万円）

※特例給付とは、所得が高額な人に対し、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

●対象児童（支給額の計算対象となる児童）

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、（・「臨時福祉給付金」の対象となる児童）
（・生活保護の受給者となっている児童 など）は除きます。

●支給額

対象児童1人につき **10,000円**

●申請方法

○申請先： 鞍手町役場福祉人権課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

平成26年1月1日時点で住民票が鞍手町にある人が対象です。

○申請期間： 平成26年7月1日（火）から10月1日（水）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝は除く）

毎週木曜日は午後7時まで

○申請書類： 対象者には申請書を郵送します。

※公務員も基準日である平成26年1月1日時点の住所地の市町村で申請することとなりますので、所属庁（勤務先）で受け取った申請書と証明書を提出してください。